

平成28年12月 7日 開会

平成28年12月21日 閉会

(定例第9回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 166 号

平成 28 年第 9 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 28 年 12 月 2 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 7 日 (水) 午前 10 時
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聡
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 28 年 12 月 7 日 (水曜日)

議 事 日 程

平成 28 年 12 月 7 日 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期 平成 28 年 12 月 7 日 (水) ~12 月 21 日 (水) 15 日間

(2) 審 議 予 定

日 次	月 日	曜 日	議 会 区 分	内 容
第 1 日	12 月 7 日	水	本 会 議	開会 諸般の報告 議案の提案説明
	8 日	木	委 員 会	常任委員会・特別委員会
	9 日	金	委 員 会	常任委員会・特別委員会
	10 日	土	休 会	
	11 日	日	休 会	
	12 日	月	委 員 会	常任委員会・特別委員会
	13 日	火	委 員 会	常任委員会・特別委員会
	14 日	水	委 員 会	常任委員会・特別委員会
第 2 日	15 日	木	本 会 議	一般質問
第 3 日	16 日	金	本 会 議	一般質問
	17 日	土	休 会	
	18 日	日	休 会	
	19 日	月	委 員 会	常任委員会・討論会
	20 日	火	休 会	予備日 (議事整理日)

第 4 日	21 日	水	本会議	議案の質疑・討論・採決 閉会
-------	------	---	-----	-------------------

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

- ①説明員の報告
- ②出納検査結果の報告
- ③意見書処理の報告
- ④提出された案件の報告

(2) 町長の報告

- ①政務報告
- ②報告第 13 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について
- ③報告第 14 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について
- ④報告第 15 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 119 号 大山町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 120 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大山町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 121 号 大山町税条例等の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 122 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 123 号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 124 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 125 号 大山町合併支援事業基金条例を廃止する条例について

日程第 11 議案第 126 号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について

日程第 12 議案第 127 号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について

日程第 13 議案第 128 号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について

日程第 14 議案第 129 号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について

日程第 15 議案第 130 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について

- 日程第 16 議案第 131 号 物品購入契約の締結について（大山口診療所 電子内視鏡
ビデオシステム）
- 日程第 17 議案第 132 号 工事請負変更契約の締結について（大山町情報通信設備等
更新工事）
- 日程第 18 議案第 133 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 19 議案第 134 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更につい
て
- 日程第 20 議案第 135 号 大山町一の谷・大谷・下楨原辺地に係る総合整備計画の変
更について
- 日程第 21 議案第 136 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22 議案第 137 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 23 議案第 138 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 24 議案第 139 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 140 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 26 議案第 141 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 27 議案第 142 号 平成 28 年度大山町水道事業会計補正予算(第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番	加 藤 紀 之	2 番	大 原 広 巳
3 番	大 杖 正 彦	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	圓 岡 伸 夫	6 番	米 本 隆 記
7 番	大 森 正 治	8 番	杉 谷 洋 一
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岩 井 美 保 子	14 番	岡 田 聡
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	野 口 俊 明

欠席議員（なし）

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手島千津夫 書記 …………… 提嶋護大

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森田増範	教育長 ……………	山根浩
副町長 ……………	小西正記	教育次長……………	齋藤匠
総務課長 ……………	酒嶋宏	人権・社会教育課長 ……………	門脇英之
地方創生本部事務局長…	福留弘明	幼児・学校教育課長 ……………	林原幸雄
企画情報課長 ……………	井上龍	税務課長……………	岡田栄
建設課長 ……………	野坂友晴	水道課長 ……………	野口尚登
農林水産課長……………	山下一郎	農業委員会事務局……………	田中延明
福祉介護課長 ……………	松田博明	健康対策課長 ……………	後藤英紀
観光商工課長 ……………	持田隆昌	住民生活課長 ……………	森田典子
地籍調査課長 ……………	白石貴和	代表監査委員 ……………	後藤洋次郎

午前10時00分 開会

○局長（手島千津夫） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会宣告

○議長（野口俊明君） おはようございます。これから12月定例議会を開会するに当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてをご案内をいたします。

期日は、12月19日月曜日の午後1時30分から、2時間程度を予定しています。当日は大山チャンネルで生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますようお願いいたします。

それからインターネット配信が、前定例会の頃より不調でありましたが、今回どうも今のところ復旧したようでありますので、インターネットでの傍聴も可能となりますので、よろしくようお願いいたします。報告しておきます。

それでは、これから会議を開きます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成28年第9回大山町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、10 番 近藤大介君、11 番 西尾寿博君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 15 日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 21 日までの 15 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査等の資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

9 月定例会において可決された決議書は、9 月 29 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配付の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第 15 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 4 件の報告の申し出があります。

これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日から定例会よろしくお願いを申し上げます。

それでは 12 月定例議会における政務報告を言わせていただきます。先般の 9 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものでございます。

まず総務課関係であります。

1 点目に、鳥取県中部地震における支援について、さる 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震では、倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町に大きな被害が生じています。本町では発災時よりブルーシートの提供など物資の支援を行ってまいりました。また、人的な支援も実施し、倉吉市・湯梨浜町・北栄町に対し宅地危険度判定員 15 名、保健師 4 名、事務支援者 12 名、司書 2

名、家屋被害調査員 4 名、これは延べ人数でありますけれども、これの派遣を行い被災自治体の復興活動を支援しているところでもあります。今後も支援を継続していく予定でございます。

2 点目に、後期区長会についてであります。

11 月 27 日（日）に、区長会を開催いたしました。今年 1 年間の各集落における取組みにつきまして、お礼を申し上げますとともに、平成 29 年に向けての連絡事項や、年末年始、あるいは冬期における事項等を報告いたしましたところでもあります。なお、平成 29 年の初区長会は、1 月 9 日（月）に行う予定であります。

3 点目に、職員採用試験についてであります。

平成 28 年度大山町職員採用試験を 11 月 12 日（土）に実施をし、保育士 1 名の採用を決定いたしました。なお、採用を内定いたしておりました保健師が辞退をいたしましたため、再募集を行っています。また、一般事務は合格者がなかったため、12 月に再募集を行う予定といたしておるところであります。よろしくお願いを申し上げます。

企画情報課関係であります。

1 点目に「大山はまなすサイクリング」についてであります。10 月 2 日（日）に中山まちづくり実行委員会主催で開催をされました。178 名の参加者の皆様には、大山町の豊かな自然の中を自転車で巡ったあと、焼肉やお楽しみ抽選会などでにぎやかに交流していただいたところでもあります。

2 点目に姉妹都市との交流事業についてであります。大山町の姉妹都市であります、韓国・襄陽郡、米国・テメキュラ市との交流事業を、それぞれ実施をいたしました。襄陽郡には、夏の中学生派遣に続いて、10 月の「松茸まつり」に 3 名の行政代表者を派遣をし、また、米国・テメキュラ市へは、大山町内で活動しておられる『合唱団まゆ』、このメンバー 14 名を派遣し、それぞれ、姉妹都市との交流を深めたところでもあります。

次に住民生活課関係であります。

1 点目に、焼却施設大規模修繕工事についてであります。名和クリーンセンターの大規模修繕工事を、1 億 9,580 万 4,000 円で、内海プラント株式会社が請負、施工中のところであり、9 月から休止しておりました焼却処理を、計画どおり年末までに再開する予定でございます。

2 点目に、臨時福祉給付金事業についてであります。アベノミクス成果の均てんの観点から、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援するため、今年が高齢者向けの臨時福祉給付金事業が実施をされ、本町では、2,311 人に 6,933 万円を支給いたしました。

また別に、平成 26 年 4 月からの消費税引き上げに伴い、今年も低所得の方の負担を緩和するため、簡素な給付等の臨時福祉給付金事業が実施されており、対象と思われる方には通知をして、平成 29 年 1 月 4 日まで申請受付中であります。

次に、福祉介護課関係であります。

1 点目に、障がい理由とする差別の解消の推進に関する大山町職員対応要領の策定についてであります。本年 4 月から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴いその基本方針に即し

て大山町職員が適正に対応するために必要な事項を定めた「障がい理由とする差別の解消の推進に関する大山町職員対応要領」を策定し、11月1日より施行したところでございます。今後も適正な対応に努め、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会づくりに努めてまいりたいと存じます。

2点目に、敬老事業の実施についてであります。平成27年度より各集落等で取り組んでいたいております敬老事業は、今年度単独実施113団体、共同実施21団体、自主組織による実施が5団体と昨年度を上回る取り組み状況となりました。各集落などで恒例の行事となりますよう引き続き支援をしてまいりたいと存じます。

3点目に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選についてであります。本年は、3年を任期とする民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選の年でございます。6月から推薦会で協議がなされ、新任委員候補者8名を含む54名の候補者が推薦されました。厚生労働大臣より委嘱をされ、向こう3年間、地域での困りごと相談や要援護者への見守り等、地域と行政とのつなぎ役としてお世話をいただくところであります。

4点目に、施設管理についてであります。保健福祉センターなわ屋上、防水他改修工事が完了し、現在空調設備修繕工事1件を請負施工中でございます。

次に、健康対策課であります。各診療所の今年度上半期の診療状況についてであります。名和診療所の今年度上半期の外来件数の合計は2,856件で前年対比105%、大山診療所は1,262件、前年対比102%で前年度と比較し増加をいたしております。大山口診療所は5,918件、前年対比98%で前年度と比較し、わずかに減少しているところであります。

次に、農林水産課関係でございます。

平成28年度ブロッコリー産地再生緊急支援事業についてであります。9月以降の長雨・日照不足・台風の襲来等の影響で、秋冬ブロッコリーに甚大な被害が発生し、出荷不能面積は81.8ha、被害金額は約2億4,700万円となりました。これを受け、産地再生緊急支援として鳥取県は1,208万円の支援をすることといたしてありまして、本町といたしましても同額を支援することで、来年度の作付面積が減少しないように、産地維持を図ってまいりたいと存じます。

次に、地籍調査課関係であります。

平成28年度に2年目工程を実施中の区域の進捗状況についてであります。平成28年度2年目工程の大山地区の長田の一部と前及び飯戸の各一部は県の認証請求中であります。

次に、建設課関係であります。

1点目に、道路事業についてであります。

交付金事業を活用しての道路改良工事を9件、町単独工事を3件発注し、請け負い施工中であります。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁修繕工事を2件発注し請け負い施工中であります。

2点目に、小規模急傾斜地崩壊対策事業についてであります。崩壊対策工事を豊成地内において2件、東谷地内において1件請け負い施工中であり、いずれ

も年内の完了を見込んでおります。

3 点目に、宅地造成事業についてであります。

所子地内で進めております大山口南団地造成事業は、順調に進捗しており、予定どおり来年の 1 月には募集を行うことといたしておるところであります。よろしくお願いを申し上げます。次、観光商工課関係であります。

1 点目に、観光振興関係について、10 月の 9 日・10 日「とっとりバーガーフェスタ」が開催をされ、昨年より 8 千人多い約 3 万 8 千人の来場があり、町内からも 2 事業者のバーガーが参戦し、好評をいただいたところであります。

続いて 15 日・16 日では、「皆生大山 Sea to Summit 2016」の開催、また 16 日には、春秋通算で 79 回目となります大山秋の一斉清掃が 50 団体 700 人の参加で実施いたしました。この秋の大山観光は、10 月 21 日に発生をいたしました鳥取県中部地震の影響と風評被害も相まって秋季の宿泊等のキャンセルが相次いだところではありますが、「鳥取県は元気ですキャンペーン」などに取り組んだ結果、冬季の宿泊予約は順調に推移いたしているところであります。

2 点目に、「伯耆の国大山開山 1300 年祭」の取組みについてであります。平成 30 年に迎える大山開山 1300 年を機会に、大山並びに広域的な伯耆国の魅力を全国並びに世界に向けて発信する取組みを進めているところでございますが、10 月 25 日には、実行委員会が設立され、益々機運が高まってきているところでございます。

本町におきましても、鳥取県や近隣市町村と協力しながら、この取組みを積極的に推進をしていく所存でございます。

3 点目に、「パーク&バスライド」社会実験の取組みについてであります。紅葉シーズンの大渋滞解消と、排気ガス等による自然環境への負荷軽減を目的として、昨年に続き第 2 回目となります大山環状道路のマイカー規制とシャトルバス運行の社会実験を、これを 10 月 29 日（土）に関係機関で実施をいたしました。あいにくの天候となり人出は多くございませんでしたけれども、今後の実施につきましては 2 年間のデータ分析や経費の問題等を考慮しながら検討していくことといたしているところであります。

次に、大山町地方創生本部事務局関係であります。

もうける力創造事業についてであります。起業、業務改善等の意欲を持つ方への育成支援事業として「Dスクール」これを 11 月に開講いたしました。沖縄で観光情報発信の編集長をされています。セソコマサユキさん、これを講師にお招きをし講演会を行ったところあります。

「Dスクール」は、情報発信人材の育成コースと、企画力や商品磨き上げ等を個別に支援していくコースに分けて事業を実施しているところあります。町内事業者の意識の改革や、事業展開していく大山エコトラックと連携をしながら進めてまいりたいと存じます。

次に、幼児・学校教育課関係であります。

1 点目に、大山中学校大規模改修工事についてであります。本工事を、大協・船越特定建設工事共同企業体が請け負い施工し、10 月 12 日に完了いたしました。

次に、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大山町立学校教職員対応要領の策定についてであります。

本年4月から「障害者差別解消法」が施行され、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大山町職員対応要領」が策定されたことに準じて、大山町立学校の教職員につきましても適正に対応するために必要な事項を定めた「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大山町立学校教職員対応要領」これを策定して、12月1日より施行いたしましたところであります。

今後も町長部局と連携をしながら、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会づくりに努めてまいりたいと存じます。

最後に人権・社会教育課関係であります。

1点目に、第9回大山町総合文化祭についてであります。10月29日、30日の両日、中山農業者トレーニングセンターを会場に「中山わいわいフェスティバル」と共催で開催をし、初日は寒かったものの好天に恵まれて合わせて5千人の来場者で賑わいました。実行委員会、部会での度重なる検討により、日本遺産認定記念及び大山寺旧境内国史跡指定記念の特別展示をはじめ、展示部門、発表部門、物販部門とも充実した内容となり好評を得ました。

2点目に、平成28年大山町解放文化祭についてであります。第26回名和地区解放文化祭を、11月5日に人権交流センターで、また第24回中山ふれあい文化祭を11月12日と13日に中山ふれあいセンターで、また第15回中高ふれあい祭りを11月20日に中高ふれあい文化センターで、それぞれ実施をいたしましたところであります。各地域の活動の特色を生かして、小中学生の調べ学習や人権作文の発表、またサークルなどの活動発表、講演会、作品展示、バザーなどを行い活気に満ちた文化祭となりました。好天にも恵まれ、3地区で約1,200名の方にご来館いただいたところであります。

3点目に、平成28年人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。今年の小地域懇談会は「今よりちょこっと生きやすくなる、私の視点・社会の見方」これをテーマとし、話し合いを通じて事例にある背景も考えながら、一人ひとりが「人権尊重のまちづくり」の担い手として主体的に行動する実践力を養うこと、これを目標として実施しているところであります。11月30日現在で166集落のうち138集落が実施済みであります。

以上で政務報告を終わります。

続きまして報告第13号、そして14号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

説明させていただきます。本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布をいたしております報告書のとおりでございます。

以上で、報告の説明を終わります。

次に、報告第15号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布をいたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりでございます。

以上で、報告の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 119 号～日程第 15 議案第 130 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 119 号 大山町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから、日程第 15、議案第 130 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止についてまで、計 12 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいま上程いただきました議案第 119 号 大山町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本町の農業委員会は、平成 29 年 7 月 19 日に改選を迎えますが、平成 28 年 4 月に「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律」これが施行され、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく選挙から、町長が議会の同意を得て任命する方法に改正され、併せて、主に現場活動を担当する「農地利用最適化推進委員」を新たに設置すること等が定められました。

本案は、この改正法に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数をそれぞれ 15 人と定め、両者が連携して農地利用の最適化を図るための体制を整備しようとするものでございます。

また、附則において「大山町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の廃止と在任特例の経過措置、並びに「大山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正をし、農地利用最適化推進委員の報酬額を定めることといたしておるところであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 120 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び大山町育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、介護休暇の分割取得及び介護時間について定めるのであります。施行日は、平成29年1月1日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 121 号 大山町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うことと、軽自動車税の環境性能割について所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容といたしましては、平成27年11月に公益財団法人交流協会（日本）と亜東（あとう）関係協会（台湾）の間で結ばれた「日台(にったい)民間租税取決め」により、台湾の企業等からの利子及び配当等を有する者に対し個人町民税所得割を分離課税するための規定を設けることと、軽自動車税の環境性能割の非課税等の特例について定めるものであります。

なお、附則におきまして、施行期日及び経過措置を規定しております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 122 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、所得税法の改正に伴い、外国居住者等に対する国民健康保険税の課税の特例を創設するため、改正を行うものでございます。改正の主な内容といたしましては、税条例における個人町民税所得割の課税の改正にあわせ、台湾国籍で本町国民健康保険に加入する者が受け取った台湾の企業等からの利子及び配当等の所得を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を追加するものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 123 号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法等の一部改正により地域密着型サービスの事業に新たに、地域密着型通所介護事業が加わったことに伴い、大山町地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例に所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、地域密着型通所介護事業についての基本方針を定めたものでございます。なお、施行日は平成 29 年 3 月 31 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 124 号 大山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の改正を行うものでございます。改正の主な内容といたしましては、根拠法条である法第 19 条第 9 号が第 19 条第 10 号となる条ずれを発生したため、本条例につきましても第 1 条及び

第 5 条中「第 9 号」を「第 10 号」に改めるものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 125 号 大山町合併支援事業基金条例を廃止する条例についてであります。大山町合併支援事業基金は、自主的な合併をめざす市町村の取組及び合併市町村の整備・振興を支援する交付金として交付された鳥取県合併支援交付金を原資として積み立てを行い、情報通信事業の起債償還財源として繰り入れを行い活用することになっております。平成 29 年 3 月 31 日を以って情報通信事業に関する起債の償還が終了するため、平成 29 年 3 月 31 日に残っている基金をすべて起債の償還財源として繰り入れることとし、その後基金の積み立ては行わないため、大山町合併支援事業基金条例の廃止を行うものであります。

施行日につきましては、平成 29 年 3 月 31 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 126 号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、現在共同設置による認定委員会と各町村の補償事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村総合事務組合において、町村の非常勤の職員の公務災害補償等の事務を行うこととするためであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 127 号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

本案は、組織の強化、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散する鳥取県町村消防災害補償組合の事務及び財産の一切を継承するとともに、新たな非常勤公務災害補償等の事務を行うためでございます。

変更の概要といたしましては、鳥取県町村職員退職手当組合の処理する事務に、消防団員等の損害補償に関する事務と非常勤職員の公務災害に関する補償事務を加え、新たに名称を「鳥取県町村総合事務組合」といたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 128 号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散についてであります。本案は、鳥取県町村消防災害補償組合の事務及び財産の一切を鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以降は、鳥取県町村総合事務組合）に引き継ぐためであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 129 号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分についてであります。

本案は、鳥取県町村消防災害補償組合の事務及び財産の一切を鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以降は、鳥取県町村総合事務組合）に引き継ぐためのものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 130 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の

共同設置の廃止についてであります。

本案は、共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村職員退職手当組合（平成 29 年 4 月 1 日以降は、鳥取県町村総合事務組合）において、町村等の非常勤職員の公務災害等の事務を行うこととしたためでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

日程第 16 議案第 131 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 16、議案第 131 号 物品購入契約の締結について（大山口診療所 電子内視鏡ビデオシステム）を議題とします。本議案は、質疑・討論・採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 131 号 物品購入契約の締結につきまして（大山口診療所 電子内視鏡ビデオシステム）これの締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、物品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

大山口診療所 電子内視鏡ビデオシステム購入につきまして、11 月 22 日に 3 業者を指名をし、指名競争入札を実施した結果、税込み金額 799 万 9,560 円で、鳥取県米子市昭和町 105 番地 有限会社内田医療器代表取締役 内田武久が落札をし、11 月 22 日に物品購入仮契約を締結いたしましたところでございます。なお、納入期限は平成 29 年 1 月 5 日といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 9 月議会の補正で同じ大山口診療所で胃カメラの更新の議案が出てきました。これを議決したわけですが、今回新たにまたこういう形で出てくる、どうして 9 月の時点でですね、一緒に出せなかったのか、理由をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） この大山口診療所胃カメラビデオシステムにつきましては、9 月議会で補正の議決をいただきまして、それをもって今回入札をかけたところでございます。

- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 別々で不都合はないんですか。素人考えですけども、本来だったら例えば一緒にセットのような気もしないでもないんですけども、まあ1ぺんにしたほうが、例えば、安くなる可能性もあったのかなと思ったんですけども、そのあたりはどのようなものでしょうか。
- 健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長（後藤 英紀君） この胃カメラのビデオシステムにつきましては、セットでございます、一括して胃カメラ関係の器材を購入したものでございます。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） いや今の説明だと、同じセットなら要は9月議会に出てきておかしくないんじゃないかなというふうに聞きとれたんですけども。今回ビデオシステムだけがこうやって12月議会に出てきた理由というのをお聞きしたいと思います。
- 健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長（後藤 英紀君） このビデオシステムと言いますのは、胃カメラのカメラ及び、それを映像を映し出すシステムのものでございまして、胃カメラの器材一括セットと言いますものが、ここに提案しておりますものでございますので、別々なものではございません。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから議案第131号を採決します。お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔 賛成者起立 〕
- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 132 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 17、議案第 132 号 工事請負変更契約の締結について（大山町情報通信設備等更新工事）を議題とします。本議案も、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 132 号 工事請負変更契約の締結について（大山町情報通信設備等更新工事）この提案理由の説明を申し上げます。

平成 28 年 11 月 29 日付で大山町情報通信設備等更新工事の変更仮契約を締結いたしましたところであります。

この工事請負変更契約を締結することにつきまして地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は維持管理の責任分界点を明確化するため、行政ネットワーク設備更新に係る経費を本工事から除外し、1,278 万 7,200 円の減。また、来年度予定をしていた大山チャンネル番組自動送出設備更新を追加し、1,335 万 9,600 円の増。変更後の契約金額は元請負代金に対して 57 万 2,400 円の増額の 1 億 5,557 万 4,000 円であります。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申しあげます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 132 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 132 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 11 時 10 分といたします。休憩いたします。

午前 11 時休憩

午前 11 時 10 分再開

日程第 18 議案第 133 号 ～ 日程第 27 議案第 142 号

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。

日程第 18、議案第 133 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の変更についてから、日程第 27、議案第 142 号 平成 28 年度大山町水道事業会計補正予算(第 1 号)まで、計 10 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長(森田 増範君) はい、議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 議案第 133 号 大山町羽田井辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 28 年 3 月定例議会におきまして、可決をいただきました大山町羽田井辺地に係る総合整備計画につきまして、辺地対策事業債の予定額を変更する必要性が生じたため、その計画を変更するものでございます。

変更内容は、当初計画をいたしておりました国費配分額が減額となることにより、一般財源に充当する辺地対策事業債の予定額を増額するものであります。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えさせていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 134 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、平成 26 年 3 月定例議会におきまして可決いただきました大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画につきまして、事業費、辺地対策事業債の予定額などを変更する必要性が生じたため、その計画を変更するものであります。

変更内容は、詳細設計の実施に伴う事業計画の見直しによる事業費の増額、当初計画していた国費配分額が減額となることにより、辺地対策事業債の予定額を増額し、併せて計画期間を 1 カ年延長するものであります。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えさせていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 135 号 大山町一の谷・大谷・下楨原辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、平成 26 年 3 月定例議会におきまして可決いただきました大山町一の谷・大谷・下楨原辺地に係る総合整備計画について、事業費、辺地対策事業債の予定額などを変更する必要性が生じたため、その計画を変更するものであります。

変更内容は、県道との取付工事に伴う事業費の増加、当初計画していた国費配分額が減額となることにより、辺地対策事業債の予定額を増額をし、併せて計画期間を 1 カ年延長するもの

であります。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えさせていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 136 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）についてであります。

本案は、大規模農場支援事業の新規計上、ふるさと応援基金事業の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。この補正予算第 8 号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 322 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 120 億 101 万 1,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおって主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 5 款町税は個人町民税 2,942 万円を追加いたしております。第 35 款地方交付税は額の確定に伴い普通交付税を 1 億 9,816 万 7,000 円追加いたしております。第 45 款分担金及び負担金は、中山間地域所得向上支援対策事業負担金 180 万円を追加いたしております。第 55 款国庫支出金は 5,440 万 7,000 円の減額で、主なものは第 5 項国庫負担金の民生費国庫負担金で障害者総合支援法負担金 1,269 万円の追加、第 10 項国庫補助金の土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金 7,370 万 5,000 円の減額をいたしております。第 60 款県支出金は 2 億 157 万 2,000 円の追加で、主なものは第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で担い手確保・経営強化支援事業補助金 1,610 万 4,000 円、大規模農場支援事業に係る酪農振興対策事業補助金 3,250 万円、森林・林業再生基盤づくり交付金 1 億 4,400 万円の新規計上などであります。第 70 款寄附金は 4,506 万円の追加で、ふるさと応援寄附金 4,500 万円と農林水産施設災害復旧費寄附金 6 万円を追加いたしております。第 75 款繰入金は 9,520 万円の減額で、財政調整基金繰入金 1 億 2,200 万円の減額、合併支援事業基金繰入金の追加をいたしております。第 90 款町債は 7,660 万円を追加いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費は 7,345 万 9,000 円の追加で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費でふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと応援基金事業 7,097 万 3,000 円、電子計算費で庁内ネットワーク変更委託料 499 万 5,000 円の追加などであります。第 15 款民生費は、2,414 万円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の老人福祉費で地域介護・福祉空間整備推進交付金 170 万 3,000 円の新規計上、障害者福祉費で介護・訓練等給付費 2,538 万円、自立支援医療給付費 500 万円の追加などあります。第 20 款衛生費は 1,398 万 5,000 円の減額で、主なものは、第 5 項保健衛生費の診療所費で国民健康保険診療所特別会計繰出金 1,292 万 8,000 円の減額などあります。第 30 款農林水産業費は 2 億 8,349 万 9,000 円の追加で、主なものは第 5 項農業費の畜産業費で大規模農場支援事業補助金 4,875 万円の新規計上、農地費で県営畑地帯総合整備事業負担金 5,000 万円の追加、第 10 項林業費の林業振興費で森林・林業再生基盤づくり交付金 1 億 4,400 万円の

新規計上などであります。第 35 款商工費は 222 万 9,000 円の追加で、主なものは第 5 項商工費の企業誘致費で大山インターチェンジ工業団地用地測量委託料 53 万 4,000 円の新規計上、鳥取県西部地域企業立地促進補助金 90 万円の追加などであります。第 40 款土木費は 1,494 万 7,000 円の追加で、主なものは第 10 項道路橋梁費の道路維持費で道路修繕料 220 万円、道路維持管理委託料 204 万 7,000 円、道路新設改良費で町道退休寺線 2,100 万円の追加などであります。第 50 款教育費は 736 万 7,000 円の減額で、主なものは第 10 項小学校費の学校管理費で大山西小窓ガラスUVカット対策工事 223 万 6,000 円の追加、第 15 項中学校費の学校管理費で大山中学校大規模改修工事 822 万 2,000 円の減額などであります。第 60 款災害復旧費は、40 万円の追加で、第 5 項災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で豪雨災害に係る復旧委託料 40 万円を計上いたしております。第 90 款予備費は、2,758 万 2,000 円を追加いたしております。

次に、予算書 5 ページ「第 2 表 繰越明許費補正」でございますけれども、地域エネルギー社会推進事業補助金など 4 事業 2 億 1,565 万 4,000 円の追加をいたしております。

最後に予算書 6 ページの「第 3 表 地方債補正」でございますが、公共事業等債 2,780 万円、一般補助施設整備等事業債 240 万円の追加並びに辺地対策事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を行っております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 137 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 9,182 万 4,000 円増額をし、歳入歳出予算総額をそれぞれ 26 億 2,746 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款国民健康保険税 717 万 8,000 円の増は、国保税の本算定により、今年度の収納見込みを 4 億 3,250 万 6,000 円とするものであります。第 15 款国庫支出金 3,302 万 8,000 円の増は、医療費の増に伴う療養給付費等負担金の増額が主なものであります。第 20 款前期高齢者交付金 62 万円の増は、今年度概算交付額の増額によるものであります。第 25 款療養給付費等交付金 890 万 9,000 円の増は、今年度概算額の増額及び、過年度分の精算によるものであります。第 30 款県支出金 227 万 2,000 円の増は、高額療養費共同事業負担金の増額見込みによるものであります。第 35 款共同事業交付金 468 万 7,000 円の減は、主に保険財政共同安定化事業交付金の減額見込みによるものであります。第 50 款繰入金は、一般会計繰入金を 155 万 9,000 円の減額とし、国保基金からの繰入れを 2,000 万円の増額といたしております。

一般会計繰入金の内訳といたしましては、基盤安定繰入金は、主に国民健康保険税の軽減額の減少に伴い 124 万 6,000 円の減額、職員給与費等分は 31 万 3,000 円の減額とするものであります。第 55 款繰越金 2,606 万 3,000 円の増は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出についてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 30 万 6,000 円の減は、人件費の減によるものであります。第 10 款保険給付費 1

億 1,593 万 4,000 円の増は、療養諸費及び高額療養費の増額を見込んでおります。第 15 款後期高齢者支援金等 75 万 4,000 円の減は、今年度概算額の減少によるものであります。第 20 款前期高齢者納付金等 5 万 7,000 円の増は、今年度概算額の増加によるものであります。第 25 款老人保健拠出金 1 万円の減は、拠出金の確定によるものであります。第 30 款介護納付金 20 万 3,000 円の減は、今年度概算額の減によるものであります。第 35 款共同事業拠出金は、鳥取県国保連合会への拠出額の概算により、2,384 万 1,000 円の減額といたしております。第 55 款諸支出金 26 万 5,000 円の増は、国庫及び県負担金の前年度分の精算に係る返還金であります。第 90 款予備費を 68 万 2,000 円増額をし、歳入歳出の調整を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 138 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 3 号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 47 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 8,488 万 4,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金 1,292 万 8,000 円の減額は、本年度実施しております、医療機器整備に係る財源を一般財源から過疎対策事業債に組み替えたことにより、減額するものであります。第 45 款町債 1,340 万円の追加は、医療機器購入事業に過疎対策事業債を充てることによるものであります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 47 万 2,000 円の増額は、診療所嘱託職員の退職及び新規雇用に伴う共済費と賃金の調整によるもの、並びに新電力への切り替えに伴う電気料の調整によるものであります。第 10 款医業費の増減はありませんが、一般財源から地方債に財源内訳を変更いたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 139 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 295 万 5,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 8,763 万 2,000 円とするものであります。

歳入から説明を申し上げます。

第 15 款国庫支出金 50 万 9,000 円の増額は、主に介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金によるものであります。第 30 款繰入金 342 万 3,000 円の減額は、主に人事異動等に伴う人件費分の減額によるものであります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 285 万 8,000 円の減額は、主に人事異動等に伴う人件費の減額によるものであります。第 10 款保険給付費 10 万円の減額は、主に介護給付費の組み換え及び介護給付費の減額見込によるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 140 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 255 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 億 6,493 万 4,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款県支出金 38 万 4,000 円の減額は、県補助金の額の確定に伴い減額するものであります。第 25 款繰入金 278 万 3,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。第 30 款繰越金 15 万 9,000 円を追加いたしております。

歳出についてご説明いたします。

第 5 款事業費第 5 項総務管理費 59 万 8,000 円の減額は職員の人事異動によるものであります。第 10 項農業集落排水維持管理費 354 万円の増額の主なものは施設修繕料、農業集落排水施設整備費 38 万 4,000 円の減額は機能診断調査業務委託料の減額であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 141 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 312 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,515 万 5,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款繰越金は、前年度からの繰越金の確定により、312 万 8,000 円を増額するものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 341 万 3,000 円の増額は、第 1 軸から第 3 軸まである風車の羽根のうち、第 2 軸の羽根の角度や動きを自動的に調整するピッチモータとピッチバッテリーが経年劣化したため、その交換に係る施設修繕料であります。第 90 款予備費は、28 万 5,000 円を減額するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

最後に議案第 142 号 平成 28 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案の内容として、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出と企業債について補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款水道事業収益第 2 項営業外収益目 2 補助金 1 万 6,000 円の増額は、一般会計より児童手当補助の増額によるものであります。

つづいて、支出でございますが、第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用目 2 配水及び給水費の増額は、給与費について、昇給に伴い、18 万円を増額するものであります。

また、目 4 総係費の減額は、給与費について、人事異動に伴い 227 万円を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入第1項企業債目1企業債310万円の増額は、企業債借入の増額によるものであります。

また、第5項補助金目1他会計補助金の203万6,000円の増額は、国庫補助金の増額によるものであります。

つづいて支出でございますが、第1款資本的支出第1項建設改良費目4配水管設備改良費512万5,000円の増額であります。旧奈和送水管布設替工事及び、前簡水統合整備事業の、工事請負費の増額によるものであります。

次に、第4条の企業債についてでございますが、新たに辺地対策事業債を追加するとともに、水道事業債の限度額を4,270万円から3,070万円に変更するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、12月15日に会議を開き、一般質問を行いますので、9時30分までに本議場に集合してください。

本日は、これで散会いたします。

午前11時40分散会